

# 岩見沢市農業委員会第10回総会議事録

1. 日 時 令和4年10月28日 金曜日 午後2時55分から  
午後3時25分まで

2. 場 所 岩見沢市役所 4階委員会室

3. 出席委員	委 員	杉 村 幸 治	(議席 1 番)
	委 員	黒 田 芳 明	(議席 2 番)
	委 員	宮 崎 裕 治	(議席 3 番)
	委 員	引 頭 一 宏	(議席 4 番)
	委 員	高 田 勝 彦	(議席 5 番)
	委 員	坂 口 信 幸	(議席 6 番)
	委 員	日 笠 和 良	(議席 7 番)
	委 員	岩 瀬 孝 雄	(議席 8 番)
	委 員	倉 田 真 二	(議席 9 番)
	委 員	米内山 裕 子	(議席 10 番)
	委 員	宇 井 正 明	(議席 11 番)
	委 員	山 田 辰 弘	(議席 12 番)
	委 員	尾 田 憲 朗	(議席 13 番)
	委 員	西 村 昭 寿	(議席 14 番)
	委 員	西谷内 智 治	(議席 15 番)
	委 員	戸 田 憲 一 郎	(議席 16 番)
	委 員	久 保 智 則	(議席 18 番)
	委 員	伊 藤 俊 春	(議席 19 番)
	委 員	渡 辺 亮 二	(議席 20 番)
	委 員	長 井 孝 之	(議席 21 番)
	委 員	池 田 明 博	(議席 22 番)
	委 員	柿 崎 壽 恵 子	(議席 23 番)
	委 員	坂 野 博 之	(議席 24 番)
	委 員	馬 場 広 之	(議席 26 番)
	委 員	志 賀 野 敏	(議席 27 番)
	委 員	中 林 強	(議席 28 番)
	委 員	川 北 敏 充	(議席 29 番)
	委 員	小 倉 和 敏	(議席 30 番)
	委 員	近 田 昌 枝	(議席 31 番)
	委 員	干 場 克 二	(議席 32 番)

委員	吉成朗	(議席33番)
委員	森一男	(議席34番)
委員	佐々木利夫	(議席35番)
委員	山谷康雄	(議席36番)

4. 欠席委員

委員	長森睦	(議席17番)
委員	井川和也	(議席25番)

5. 事務局出席

事務局長	土井盛慈
事務局主幹	内山充人
農地係長	森田佳章
振興係主任	船戸崇之
農業振興センター担当主査	山田勝彦

佐々木代理  
議 長

只今より、令和4年岩見沢市農業委員会第10回総会を、開催いたします。  
日程1、議事録署名委員を申し上げます。議席番号28番中林委員、29番川北委員  
にお願いいたします。

日程2、会期の決定について、お諮りいたします。本日の付議案件は、報告3件、議  
案7件、協議案2件となっております。会期は、本日1日と言うことで、ご異議ござい  
ませんか。

(無しの声)

異議が無いようでございますので、本日1日に決定いたします。

日程3、報告第1号農業委員会の動向についてであります。

10月11日、空知農業委員会連合会三役会議がありました。令和4年度の決算見  
込みと次年度の計画予算について協議いたしました。また、来月末に計画されている  
委員研修と、来月29日から予定されている中央要請についても協議いたしました。

10月24日、市議会の臨時会がありました。

以上簡単ではありますが動向報告とさせていただきます。

日程4、報告第2号農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積  
計画の告示についてを上程いたします。説明を求めます。

議長、事務局主幹。

内山主幹。

内山主幹  
議 長  
内山主幹

報告第2号、農業経営基盤強化促進法第19条の規定による農用地利用集積計画の  
告示について、ご報告いたします。この件については、先月の総会においてご協議をい  
ただき、集積計画を作成することでご承認をいただきました。

議案4ページ別紙1から5ページ別紙2の上段の表に記載の所有権関係は、北海道  
農業公社の農地保有合理化事業による買い取りで、所有権72番外9件の所有権移転  
の設定です。

次に、同ページ下段の表に記載の賃貸借関係は一般分で、賃貸借37番外6件の賃  
借権の設定です。

次に、6ページ別紙3の表に記載の所有権関係は一般分で、所有権78番外4件の  
所有権移転の設定です。

以上につきまして、告示第183号で令和4年9月30日に告示したことをご報告  
いたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程5、報告第3号現況証明書の交付についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長  
議 長  
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案7ページ、報告第3号現況証明書の交付について、ご説明いたします。今回  
の願い出件数は岩見沢地区1件です。

総会議案8ページ、整理番号1番です。申請地は、宅地として利用しているとの内容  
で、調査しましたところ、年月日不詳、木造1階建居宅が建築されていることを、現地  
確認し、さらに昭和47年9月29日、農地法第5条転用許可済みであることを確認  
し、非農地として証明いたしました。以上の案件につきましては、10月11日に西村  
委員、馬場委員、中林委員に現地を確認いただいております。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

次に審議に入ります。日程6、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてを上程いたします。説明を求めます。

山田主査  
議 長  
山田主査

議長、農業振興センター担当主査。

山田主査。

それでは、総会議案10ページ、議案第1号農地法第18条の規定による合意解約通知の成立状況の確認について、その内容を説明いたします。

議案11ページ、整理番号1番から4番については、特例事業として公益財団法人北海道農業公社が実施する農地保有合理化事業に参加することから解約するもので、10月5日に解約され、同日付けで通知されたものでございます。

これらの各案件については、農地法第18条の規定に基づき、合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられるため、よろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。

日程7、議案第2号農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告についてを上程いたします。説明を求めます。

船戸主任  
議 長  
船戸主任

議長、振興係主任。

船戸主任。

それでは、総会議案12ページ、議案第2号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告について、ご説明申し上げます。

議案13ページ、別紙1の整理番号1番から3番について、調査書のとおり、全ての要件を満たすものと認められます。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程8、議案第3号農地法第3条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長  
議 長  
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

それでは、総会議案14ページ、議案第3号、農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。今回の申請件数は2件で、内訳につきましては、使用貸借権の設定が2件でございます。

総会議案15ページ、整理番号1番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は10月11日に岩瀬委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

総会議案同ページ、整理番号2番に記載の貸主は、所有する農地を後継者に使用貸借権の設定により貸し付け、経営を移譲するもので、借主は、後継者として農業に従事しており、申請地を借り受け、農業経営を開始するものです。なお、申請地は10月11日に杉村委員に周辺農地の利用状況等を含め、ご確認をいただきました。

以上説明いたしました案件につきましては、調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たすものと認められますので、よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程9、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請についてを上程いたします。説明を求めます。

森田係長  
議 長  
森田係長

議長、農地係長。

森田係長。

総会議案16ページ、議案第4号農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明いたします。申請件数は2件で、許可の権限は知事権限分であります。

総会議案17ページ、整理番号1番については、以前より市民から要望のあった、■■■■の市民雪堆積場の拡張を行うため、岩見沢市が申請地を譲り受けるものです。申請地は、小集団の生産性の低い第2種農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。

続きまして総会議案同ページ、整理番号2番ですが、貸主は、借主の要望により自身が所有する■■■■の農地を現在貸し付けており、借主は、現在借り受けている農地の一部に、営農型太陽光パネルを設置するため、パネルの支柱部分について転用し、パネル下部の農地で営農を継続するものです。申請地は、農業振興地域内の農用地区域の農地で、調査書のとおり農地法の運用通知の規定にも合致し、事業内容の妥当性や被害防除措置等の実施の確実性についても問題ないと判断されます。なお、整理番号1、2の申請地は、10月11日に周辺農地の利用状況等を含め、宮崎委員、坂口委員、日笠委員にご確認いただいております。

議 長

以上、ご説明申し上げましたが、ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり許可することに決定いたします。

日程10、議案第5号農地移動適正化あっせん事業によるあっせん申し出についてを上程いたします。この件につきましては、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、農用地利用集積計画の作成を岩見沢市長に対し要請するものです。あっせん申し出につきましては、地区常任委員会を開催した結果、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとのことですので、その内容について各常任委員長より説明をお願いいたします。

黒田委員長

最初に第1地区の説明をお願いいたします。黒田常任委員長。

第1地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案20ページ、所有権87番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受け、規模拡大により経営の安定を図るものです。

議 長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。黒田常任委員長は自席にお戻りください。

中林委員長

次に第3地区の説明をお願いいたします。中林常任委員長。

第3地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案21ページ、所有権88番の譲渡人は、農地を譲り渡し規模縮小により経営の合理化を図るもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて規模拡大により経営の安定を図るものです。

議 長

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
中林常任委員長は自席にお戻りください。

干場委員長

次に第6地区の説明をお願いいたします。干場常任委員長。

第6地区常任委員会より、ご説明いたします。

議案22ページ、所有権89番の譲渡人は、高齢で後継者もなく耕作が困難なため農地を譲り渡すもので、譲受人は、隣接する農地を譲り受けて、規模拡大により経営の安定を図るものです。

以上、適当と判定いたしましたので、ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案どおり集積計画の作成を要請することに決定いたします。  
干場常任委員長は自席にお戻りください。

議 長

日程11、議案第6号、現況証明についてを上程いたします。今月は、岩見沢地区と栗沢地区で現地調査を実施しておりますので、その結果について、担当委員より説明をお願いします。

まず、岩見沢地区について、説明をお願いします。西村担当委員。

西村委員

それでは、総会議案23ページ、議案第1号、現況証明について、岩見沢地区の説明をいたします。去る、10月11日に、馬場委員、中林委員とわたくし西村、事務局森田係長により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の岩見沢地区の調査件数は7件です。

まず、総会議案24ページ、整理番号1番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号2番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置し、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号3番申請地は、年月日不詳ですが、宅地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、住宅が建設されており宅地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案26ページ、整理番号4番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、砂利が敷かれ資材置場となっており、農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号5番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案同ページ、整理番号6番申請地は、年月日不詳ですが、私道として利用しているとの内容で現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置し、耕作された形跡がなく、私道となっており農地性は認められないものと判定しております。

次に、総会議案28ページ、整理番号7番申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、住宅街の一面に位置し、耕作された形跡がなく、雑草等が繁茂し雑種地となっており農地性は認められないものと判定しております。

以上が岩見沢地区の案件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。西村委員は自席にお戻りください。

次に、栗沢地区について、説明をお願いします。宮崎担当委員。

宮崎委員 それでは、栗沢地区の説明をいたします。去る、10月28日に、坂口委員、日笠委員とわたくし宮崎、事務局小林主事により現況調査を行いましたので、判定いたしました結果についてご報告いたします。今回の栗沢地区の調査件数は1件です。

総会議案28ページ、整理番号8番、申請地は、年月日不詳ですが、雑種地として利用しているとの内容で、現地を調査した結果、申請地は、雑草等が繁茂し雑種地となっており、農地性は認められないものと判定しております。

以上が栗沢地区の案件でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり決定いたします。宮崎委員は自席にお戻りください。

日程12、議案第7号農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてを上程いたします。説明を求めます。

内山主幹 議長、事務局主幹。

議長 内山主幹。

内山主幹 議案第7号、農地中間管理機構による農用地の買入協議要請についてご説明いたします。

議案31ページから32ページ、整理番号1番から8番の土地所有者によるあっせん申し出につきましては、農地中間管理機構である公益財団法人北海道農業公社が、特例事業として実施する農地保有合理化事業に採択される必要性がありますことから、岩見沢市長に対し、農業公社へ農用地の買入協議の通知を行うように要請するものでございます。事業区分といたしましては、全て5年貸付タイプへの参加申込を予定しております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認し、岩見沢市長に対し、農地中間管理機構である北海道農業公社への農用地の買入協議の通知を行うよう要請することに決定いたします。

日程13、協議案第1号、農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望についてを上程いたします。説明を求めます。倉田農政委員長。

倉田委員 協議案第1号「岩見沢市農地等利用最適化推進施策に関する意見・要望書」についてご説明いたします。

農業委員会等に関する法律の規定に基づき、従来より任期中に1度、市長に対し農業委員会より意見の提出を行ってきました。本年度が意見提出の年に当たることから、農政委員会では、前回令和元年11月19日に市へ提出した要望書の内容や喫緊の課題等を精査し、意見・要望書としてまとめましたので、総会において、ご協議いただくものでございます。

まず、本日お配りしております協議案第1号別紙の2ページでございます。前段、農業委員会の重要な使命として農地利用の最適化の推進を図ることが、本要請の背景であることを示しております。

読み上げます。農業委員会は、農地法等によりその権限に属された事項はもちろんのこと、担い手への集積・集約化、耕作放棄地の解消、新規参入の促進を主たる使命とし、それら農地等の利用の最適化の推進を図ることを業務の重点としております。そ

の目標を達成するべく地域全体としての農業振興に積極的に関与する担い手への農地の集積を図るため、各種施策の推進にあたり、次の項目の推進・実現に向けて特段のご配慮を賜りますよう農業委員会等に関する法律第38条の規定に基づき意見・要望書を提出いたします。

次に、具体的な意見・要望内容について説明いたします。7項目ございます。

1点目、「農業経営基盤強化資金及び金利負担軽減措置に係る予算の拡充について」です。具体的には、いわゆるスーパーL資金について、農地取得等に不可欠な資金であることから、担い手農業者に対する短期資金を含む金利負担軽減措置に係る予算額の拡充について、関係機関への働きかけを要請するものです。

2点目、「農家地域内の空家除却費用等の助成拡充について」です。具体的には、農家地域における空家について様々な弊害が発生していますが、空家の除却は進んでいない状況にあります。市では「不良空家除去補助金」として、除却費の2分の1、上限50万円の助成制度を行っていますが、国でも空家対策強化のうごきがあることから、予算額、助成上限額の増額の検討について要請するものです。

3点目、「有害鳥獣対策の充実強化について」です。具体的には、市では有害鳥獣対策を進めており被害額は減少傾向とのことですが、アライグマについて、生息域が拡大し生息数の増加が懸念されることから、アライグマ捕獲従事講習会の受講しやすい開催内容、貸出用の箱ワナの確保、新型箱ワナの導入について要請するものです。また、鳥獣等を駆除するハンターについて、後継者が手薄の状況となっていることから、新たに猟銃等の免許を取得する場合の助成制度の創設を要請するものです。

4点目、「農地利用効率化等支援交付金による支援に必要な取組目標の緩和について」です。具体的には、旧強い農業・担い手づくり総合支援交付金から移行した本交付金を活用する際には、取組目標の一つとして経営面積の拡大が挙げられていますが、すでに農地の集積が進んでおり、他府県よりポイントの取得が不利となっていることから、この取組目標の緩和について、関係機関への働きかけを要請するものです。

5点目、「スマート農業・新規作物への助成制度及び高速通信環境の整備促進について」です。具体的には、スマート農業の加速化のため、ICTを活用した取組みに対する助成制度の拡充、農業後継者に対し農業所得向上が見込まれる新たな作物の取組みに対する助成の検討について要請するものです。さらに今後ともスマート農業の展開が見込まれるため、市内地域で格差が生じない高速通信環境の整備について、関係機関への働きかけを要請するものです。

6点目、「基盤整備事業の早期実施について」です。具体的には、暗渠排水の機能不全、ほ場に入出入りする農道の経年劣化など、営農に支障が生じている現状にあることから、基盤整備事業の早期実施に向け、国営・道営事業の予算拡充について、関係機関への働きかけを要請するものです。さらに市管理の農業用排水路について、しゅん濇事業の予算増額及び計画的な実施について要請するものです。

7点目、「水田活用の直接支払交付金の見直しについて」です。具体的には、この度の水田活用の直接支払交付金の見直しは、交付金対象外農地の地価下落や農地集積への悪影響から、地域の崩壊になりかねない脅威となっていることから、資産価値下落と所得低下への総合的対策、交付金対象外農地が再度対象農地となる制度の確立等、地域と地域農業の持続的発展のため、万全な対策を要請するものです。

以上の意見・要請内容については、決定をいただいた後、新年度予算編成が行われている11月中に市長へ提出、明年、予算案が固まった段階で回答をいただく予定でありますので、ご協議いただきますようお願いいたします。

議長 質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

(無しの声)

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。



日笠委員長

日程14、協議案第2号、岩見沢市農業委員会委員の選任についてを上程いたします。説明を求めます。日笠総務委員長。

協議案第2号「岩見沢市農業委員会委員の選任について」をご説明いたします。第8回総会にてお知らせしておりました、第25期農業委員の選任について、総務委員会を開催し意見を集約しましたので、本総会においてご協議いただくものでございます。

お配りしております協議案第2号別紙1ページをご覧ください。

1点目、農地利用最適化推進委員の設置についてです。遊休農地率が1%以下かつ農地集積率が70%以上の市町村は、必置義務が免除されておりますので、次期農業委員の選任にあたっては、推進委員は配置しないものといたします。

2点目、農業委員の定数についてです。皆様ご承知のとおり、農業委員の業務は複雑で多様化しており、当面はこのような状況が続くものと思われませんが、法律上の上限である37人以内で、現行条例で定められた現状の定数と同数の36人といたします。

3点目、農業委員の担当地区は、現状の第24期の担当地区から変更しないことといたします。

4点目、農業委員の募集期間です。前回の農業委員選任とほぼ同時期となります、令和5年2月1日（水）から同年3月10日（金）までの期間を予定しております。

以上の4点につきまして、ご協議いただきますようお願いいたします。

議長

質疑に入ります。只今の説明に対しまして、ご質問、ご意見等ございませんか。

（無しの声）

無いようですので、提案のとおり承認することに決定いたします。次に、その他ですが、ご質問・ご意見等ございませんか。

（無しの声）

次に、来月11月の総会ですが、11月25日（金）午後3時00分から、市役所4階委員会室で開催いたします。

来月11月の現況証明願いの現地調査は、11月11日（金）午後1時30分からの実施の予定といたします。指名委員につきましては、8番岩瀬委員、11番宇井委員、17番長森委員、21番長井委員、25番井川委員、29番川北委員、30番小倉委員、33番吉成委員、36番山谷委員となりますので、よろしくようお願いいたします。なお、調査の実施方法につきましては、件数及び地域等を考慮し、事務局で調整後、詳細について後日事務局から連絡いたします。今年度の現地調査は、次回11月が最後となります。農地の権利移動に伴う地目変更等の案件は早めに事務局に申し出て下さい。

以上を持ちまして、本日の総会を終了いたします。

